

一般社団法人日本住宅塗装協会 会員規程

第1条

この規程は、一般社団法人 日本住宅塗装協会（以下「本会」という）定款第7条に基づく会員（加盟店）に関することについて定める。

第2条

入会（加盟）は、一般社団法人 日本住宅塗装協会 定款第7条の目的に則り、本会の会員（加盟店）になることを目的として行う。

本会への入会（加盟）の可否は、次に掲げる基準を基に理事会が決定する。

- （1）本会の目的に賛同するものであること。
- （2）塗装業を営み、事業所が茨城県近郊及び工事を依頼した場合に施工可能な地域に所在するものであること。
- （3）本会の会員であったものである場合においては、過去において除名の処分を受けたものでなく、かつ現在において未納会費がないものであること。
- （4）暴力団その他の反社会的勢力に従業員及び関係者が属するものでないこと。（別紙 規定）

第3条

1. 会費

会員（加盟店）は、以下の会費を納めなければならない。

- （1）入会金 30,000円
- （2）年会費 120,000円（年会費は全額を年払いとする）
（初回入会時 合計150,000円とする。）
- （3）退会時は、納入した会費は返金されないものとする。

2. 目的

前条の会費は、下記の事業等で使用及び充当される。

- （1）本会の出稿する各種広告費用
- （2）定期開催の安全大会及びスキルアップシンポジウムの運営費用

- (3) 各種提携メーカーの研修会費用
- (4) 年事業として行われる、ボランティア活動費用
- (5) 本会運営費として、ジャンパー・ヘルメット等の備品購入費用
(備品等は、別途必要の場合有り)
- (6) その他、必要と認められる物の購入費用
- (7) 理事会で決定し、別途活動費として徴収する場合がある。

第4条

1. 期間

会員（加盟店）の有効期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとし、毎年それを自動更新するものとする。

但し年度途中から入会（加盟）したのものについては、入会した日から年度末日までとする。

入会（加盟）に当たっては、本会が別に定めた各入会用紙によって手続きされるものとする。（別紙）

新たに途中入会した会員は、入会の月より会費を月割りで納入しなければならない。

2. 督促

会費が本会の指定する納付期日を超えても納付されない場合は、納付期限を付して催告するものとする。

督促通知にも係わらず、会費の納入を2か月以上滞納した場合は会員資格を喪失する。

督促通知にも係わらず、2か月以上何らかの意思及び回答が無い場合は会員資格を喪失する。

第5条

会員（加盟店）は、本会の実施する活動等に参加出来るものとする。

第6条

会員（加盟店）が本会の目的とする活動に対して、ふさわしくない行為及び違法行為があったと認められたときは、入会（加盟）が取り消されるものとする。（別紙 規定）

第7条

退会について

会員は、退会届を提出し任意に退会することができる。

違法行為又は著しく道義に反する行為など、会員として相応しくないと認められる場合、理事会の決議により退会及び除名することが出来る。(別紙 規定)

第8条

補則

この規程に定めるほか、入会に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定め、または変更することが出来る。

付則1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。